

第2回任意合併協議会の内容

日 時 平成15年11月26日(水) 午後2時
場 所 金島ふれあいセンター(渋川市)
出席委員 46名

□報告事項

報告第11号 新市建設計画策定業務委託契約の締結について

新市建設計画は、6市町村が合併した場合に各地域の個性を活かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を目指し、どのようなまちづくりを行うかの基本方針や具体的な方策を示すものです。

より現実的で実施可能性のある計画策定のため、単に見積額だけで業者を選定するのではなく、プロポーザル(企画提案)方式により業者を決定しました。

□協議事項

議案第7号 協議項目1「合併の方式に関すること」

調整方針 合併の方式は新設合併とする。

議案第8号 協議項目2「合併の期日に関すること」

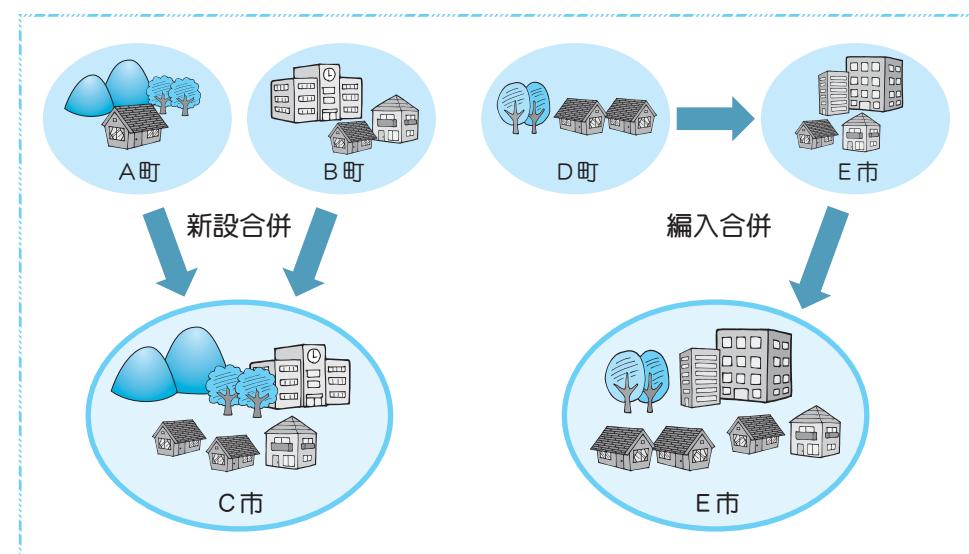
調整方針 合併の期日は「市町村の合併の特例に関する法律」の適用が受けられる期限内とする。

議案第9号 協議項目4「新市の事務所の位置に関すること」

調整方針 新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村役場庁舎は支所とする。

合併の方式

合併の方式には2つの方式があります。一般的には、市町村の規模が同程度の場合は新設(対等)合併に、規模に大きな違いがある場合は編入(吸収)合併になることが多いようです。どちらの方式を選択するかによって次のような違いがあります。



※編入合併の場合、渋川市に5町村が編入されると仮定して説明しています。

区分	新設(対等)合併	編入(吸収)合併
法人格	6市町村すべてが消滅し、新たな市ができる。	5町村は消滅し、渋川市だけが残る。
市町村長	すべての長が失職し、50日以内に選挙。新市長が選出されるまでは、6市町村長の中から協議で職務執行者を置く。	5町村の長は、すべて身分を失う。渋川市長は、そのまま在職。
議会議員	原則 すべて身分を失い、設置された新市の議員の定数により、50日以内に選挙。 定数特例 新市の議員の定数を法定の上限の2倍以内の数まで増加できる。 在任特例 合併後2年以内に限り、選挙を行わず、6市町村の議員が、そのまま新市の議員として在任できる。	原則 5町村の議員は身分を失い、人口の増加に伴い、議員の定数を増やす場合は、50日以内に増員選挙を行う。 定数特例 渋川市と5町村の人口比に、渋川市の議員の定数を乗じて得た数を渋川市の議員の定数に加算できる。任期は、渋川市の議員の残任期間。この特例は、合併後最初の一般選挙にも適用できる。 在任特例 渋川市の議員の在任期間に限り、6市町村の議員が渋川市の議員として在任できる。
農業委員	原則 6市町村の農業委員は、すべて身分を失う。 特例 選挙による委員は、10人~80人の範囲で、合併後1年間以内に限り、新市の農業委員として在任できる。	原則 渋川市の農業委員は身分変動なし。5町村の農業委員は身分を失う。 特例 選挙による委員は40人までの範囲で、渋川市の委員の残任期間に限り、そのまま在任できる。
特別職	すべての特別職の職員は失職し、新市で新たに選任する。	渋川市の特別職の職員はそのまま在任し、5町村の特別職の職員は、すべて失職する。
一般職	原則 6市町村の職員は、すべて身分を失う。 特例 6市町村の職員は、身分を保有するよう措置される。	原則 渋川市の職員の身分変動なし。5町村の職員は、すべて身分を失う。 特例 5町村の職員は、身分を保有するよう措置される。
条例規則	6市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定する。	5町村の条例・規則は失効し、基本的には渋川市の条例・規則を適用する。

